

第 9 章 公 害（水質保全）

（浄化槽の設計基準等）

第 69 浄化槽の設計基準及び浄化槽からの放流水質基準等は、「神戸市浄化槽の指導要綱」（昭和 63 年 4 月）によるものとする。

2 同一開発区域内の建築物に係る浄化槽は、原則として一か所とする。ただし、やむを得ず分割設置とする場合でも、それぞれの浄化槽が、同一開発区域内のすべての建築物に係る処理対象人員に基づく放流水質基準に適合する性能を有するものとする。

（紛争の処理）

第 70 処理水の放流等に起因して生ずる紛争は、すべて施行者又は浄化槽管理者の責任において解決するものとする。